

『令和6年分所得税の定額減税制度の概要について』

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。給与等に係る定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなります。

日 時： **6月6日(木)**
10:00～11:30

場 所：青色会館 3階研修室
(筆記具をご持参ください)

◎熊本東税務署から講師をお招きして
定額減税制度の説明会を開催いたします。
ぜひ、ご参加ください。

要予約

☎ 381-3101 まで

定額減税について

定額減税の対象となる人は…

合計所得金額が1,805万円以下の国内に
居住する納税者です。

※合計所得金額は、所得税が令和6年1月1日から
同年12月31日までの金額、個人住民税が
令和5年1月1日から同年12月31日までの金額です。

定額減税の金額は…

納税者及びその配偶者を含めた扶養親族
(16歳未満の人を含む) 1人につき、
所得税が3万円、個人住民税が1万円です。

「定額減税のあらまし」について、
同封の小冊子「BLUE RETURN(青色申告)」
6・7月号の6～7ページをご覧ください。

予定納税特別控除額は…

(国税庁ホームページより抜粋)

令和6年6月以降に通知される令和6年分の予定納
税額のうち、第1期分の予定納税額から、本人分にか
かわる定額減税額に相当する金額(30,000円)が控除
されているところ、同一生計配偶者等に係る定額減税
額に相当する金額を含めた予定納税特別控除額につい
て、予定納税額からの控除の適用を受けようとする場
合には、予定納税額の減額申請の手続きが必要です。

定額減税制度の詳細、最新情報につきましては、
国税庁ホームページをご覧ください。

「定額減税 特設サイト」

([https://www.nta.go.jp/users/gensen/
teigakugenzei/index.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm))



詳しくは、税理士個別無料相談会をご利用ください。

要予約

☎ 381-3135